



2023年4月7日

各位

会社名 株式会社ダイレクトマーケティングミックス
代表者名 代表執行役社長CEO 小林 祐樹
(コード番号: 7354 東証プライム)
問合せ先 執行役 CFO 土井 元良
(TEL 06-6809-1615)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、会社法第 370 条で定める取締役会の書面決議により、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年4月28日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 114,600株
(3) 発行価額	1株につき1,335円
(4) 発行総額	152,991,000円
(5) 割当予定先	当社の執行役 7名 69,700株 当社のシニアマネージングディレクター 3名 19,000株 当社のマネージングディレクター 7名 25,900株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の執行役及び従業員（以下、「対象執行役等」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象執行役等に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度に基づき、割当予定先である当社の執行役7名、シニアマネージングディレクター3名及びマネージングディレクター7名（以下、「割当対象者」という。）に対し、当社第6期定時株主総会から2024年3月開催予定の当社第7期定時株主総会まで（割当対象者のうちシニアマネージングディレクター2名及びマネージングディレクターについては2023年4月28日から2028年4月27日まで）の期間に係る譲渡制限付株式報酬として、本日、当社取締役会の書面決議により、特定譲渡制限付株式として当社普通株式114,600株を割り当てることを決議いたしました。割当対象者は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって払い込み、当社の普通株式の発行を受けることとなります。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、会社業績や職責、成果といった各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式には二種類あり、執行役及びシニアマネージングディレクター1名に割り当てられる、譲渡制限付株式の交付日から当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職するまでの期間とする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。）と、シニアマネージングディレクター2名及びマネージングディレクターに割り当てられる、譲渡制限期間を5年間とする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」という。）で構成されます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

i. 譲渡制限付株式 I

譲渡制限付株式の交付日から当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職するまでの期間（以下、「本譲渡制限期間 I」という。）

ii. 譲渡制限付株式 II

2023年4月28日～2028年4月27日（以下、「本譲渡制限期間 II」という。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式 I

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式 I に係る本割当株式（以下、「本割当株式 I」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式 I のうち、本譲渡制限期間 I が満了した時点（以下、「期間満了時点 I」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 I の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

ii. 譲渡制限付株式 II

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 II が満了する前に当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式 II に係る本割当株式（以下、「本割当株式 II」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式 II のうち、本譲渡制限期間 II が満了した時点（以下、「期間満了時点 II」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 II の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式 I

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の執行役その他当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、期間満了時点 I をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 I の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式 I の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

ii. 譲渡制限付株式 II

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 II 中、継続して、当社の執行役その他当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、期間満了時点 II をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 II の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 II が満了する前に当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式 II の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及びⅡのそれぞれについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及びⅡを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰ又はⅡにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ又はⅡの全部をそれぞれ当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年4月6日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,335円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上